

宇陀市水道事業経営健全化計画について

国において平成 19 年度から 3 年間で 5 兆円規模の公的資金貸付金（旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金）の補償金を免除して繰上償還等認め、高金利の地方債の公債費負担を軽減することを目的に、「徹底した総人件費の削減等」を内容とする財政経営健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象とする特別の制度が設けられました。

宇陀市水道事業においては、公的資金（財政融資資金や公営企業金融公庫資金）を過去に借入して水道各施設の建設事業等を行ってきました。しかし現在より高金利時代の債務もあり、これを繰上償還出来れば今後の経営負担の軽減へと繋がりますが、繰上償還する場合には補償金を支払う必要がありますので、負担の軽減に繋がりませんでした。

今回「公営企業経営健全化計画」を策定することを条件に補償金を免除して繰上償還が認められ、しかも償還資金を借り入れることが許可されるという臨時の措置が行われたことで、今後の経営の金利負担分の軽減を図ることが出来ることとなりました。

そこで本市では「宇陀市上水道事業経営健全化計画」及び「宇陀市簡易水道事業経営健全化計画」を策定し、総務大臣及び財務大臣に提出したところ条件に適合すると認められたため、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で、昭和 57 年度から平成 3 年度までの間に借入れをした 5.0%以上の公営企業債 16 件を対象として繰上償還を行います。

本計画は、今後 5 年間（平成 19 年度から平成 23 年度）の水道事業の抜本的な行政改革をめざしたものであり、市民の皆様はこの計画を公表し、水道事業へのご理解とご協力をいただきたいと思います。

○本計画を行うにあたっての留意点

1. この計画を行って今後の改善効果（経営改革促進効果）の改善額が、公的資金の繰上償還の補償金免除額を相当程度上回らなければならず、維持管理費や給与等の経費を抑制する事での改善額として計画しています。
2. この公営企業健全化計画が今後未達成になる場合は、繰上償還の中止及び新規の財政融資における貸付の制限を受けることがありますので、計画遂行に努めたいと考えています。

○公的資金補償金免除繰上償還の効果

平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で上記 16 件（上水道事業会計 4 件、簡易水道事業会計 12 件）の公営企業債を繰上償還し、これに替えて民間の金融機関等から借入れを行うことにより、支払う利息を、約 7,200 万円（上水道事業会計 1,500 千円、簡易水道事業会計 5,700 千円）削減できると推計しています。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：宇陀市水道事業特別会計

事業名	末端給水事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和43年9月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	奈良県宇陀市	職員数*（H19. 4. 1現在）	27
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	135（H18）	公営企業債現在高（百万円）	1267（H18）
累積欠損金（百万円）		利益剰余金又は積立金（百万円）	182（H18）
不良債務（百万円）		財政力指数*	0.337（H18）
資金不足比率（%）		実質公債費比率*（%）	21.1（H19）
		経常収支比率*（%）	107（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村] 3町1村にて、宇陀市が誕生しました。上水道事業については、旧榛原町時の事業内容を引き継いでいます。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	宇陀市上水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	宇陀市長 前田 禎郎
既存計画との関係	集中改革プラン（平成18年度から平成21年度） 公営企業経営健全化計画（平成19年度から平成28年度）
公表の方法等	市ホームページで公開及び宇陀市議会へ報告（H20年3月）
基本方針	水道事業は、市民に清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与するために必要不可欠な事業です。当市においては、全戸給水を目指し、現在、給水未普及地域解消事業を進めています。事業の実施のともない起債額や減価償却費、施設修繕費の増加となる反面、少子高齢化という人口構造の変化により給水人口、料金収入においても大幅な増収が見込めない状況ではあるが、更なる効率的な運営に努め、公営企業会計の独立採算を原則に一般会計からの繰入については基準内繰入額を基本とし事業運営を行っていきたい。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		47	29	76
	補償金免除額		8	6	14
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		7	20	27

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道		46,938	29,428	76,366
合 計 (A)			46,938	29,428	76,366
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			46,938	29,428	76,366

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成19年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成19年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道		5,740	19,925	25,665
合 計 (A)			5,740	19,925	25,665
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			5,740	19,925	25,665

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>現在、旧榛原町における市街化区域内の事業完了後、全戸給水を目標に給水未普及地域解消事業（主として市街化調整区域）を展開しています。調整区域内については、山間地域等での事業となっているため改良工事費についても割高なものとなっている。そのため自己資金の持出額、減価償却費額が増加傾向にある。この資本投資額を回収するための大幅な給水収益の増加が見込めないところから今後は、厳しい運営が予想される。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金水準の適正化 平成7年度以降、据置となっている（消費税増額時を除く）。しかしながら、今後は、前述したような財政構造となることから増改定が予想される。</p>
	<p>課題 ② 給与水準・定員管理の適正合理化 合併後の職員増により定員適正化計画を策定しているが、短期間での削減は難しい。拡張事業の進捗状況により削減を図りたい。</p>
	<p>課題 ③</p>
	<p>課題 ④</p>
	<p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	97	96	95	95	79	76	76	76	76	76
総収支比率(法適用) (%)	102	102	100	105	105	100	101	101	100	100
経常収支比率(法適用) (%)	102	102	100	105	105	101	101	101	100	100
営業収支比率(法適用) (%)	100	110	108	107	88	84	83	83	82	82
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	6	6	6	9	22	23	23	23	23
	うち基準内繰入金 (%)	2	2	2	2	2				
	うち基準外繰入金 (%)	4	4	4	7	20	23	23	23	23
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)	35	33	33	24	20	18	19	27	27
	うち基準内繰入金 (%)	20	20	21	24	20	18	19	27	30
	うち基準外繰入金 (%)	15	13	12						
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現行の水道料金については、榛原町時の平成7年4月の改定以降据置となっている。しかしながら、3次拡張事業により給水区域は拡張されているが宇陀市においても全国的な傾向である少子高齢化の影響により将来的には、給水人口の減が予想される。また、拡張事業の進捗にともない減価償却費や、施設の老朽化にともなう修繕費の増加が見込まれることから厳しい事業経営が予想される。よって、健全な運営を図るためには、3年から5年先には料金の改定が必要になると思われる。
2 他会計繰入金の見込み	建設改良事業においては、基準内繰入を受けている。 収益的収入において基準外繰入金が存在するのは、簡易水道施設の管理に関する事務委任にともなう人件費見合の補助金です。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	現在事業施工中の3次拡張事業計画を基礎に策定。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>宇陀市においては、類似団体と同規模の職員数に近づけるために、平成17年度における宇陀市全体の職員数955人を平成22年度には△13.6%の825人に削減する。 水道事業においては、現在施工中の第3次拡張工事の進捗内容に応じて職員の削減に努めたい。</p> <p>国家公務員に準じていくが、ラスパイレル指数100以下を維持し、財政状況により給料の減額を実施(現在5%減額中) 国家公務員に準じて見直しを実施。</p> <p>地域手当については、平成19年度は国の支給基準2%に対し3%となっており、経過措置期間において国を上回る支給率となっているが、制度完成時には国に準拠することとなる。</p> <p>技能労務職員の給与等について、現状、同種の民間事業との比較等総合的な点検を行い、見直しに向けた基本的な考え方を平成20年3月までに策定し公表する。</p> <p>退職時特別昇給の廃止(平成18年度)</p> <p>職員互助会への公的支出は行っていない。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>給水未普及地解消事業(第3次拡張計画)においては、内容の精査を行い削減を行った。 漏水修理や、機械の故障などの復旧に当たっては、できる限り直営で対応し、また、業者委託する場合も原材料を現物支給することにより経費の削減に努める。また、維持管理のための委託業務についてもその内容を精査し委託業務の縮小を検討していく。</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況の項でも記述したように市職員の増状況であるため全面的な民間委託等の検討段階にはない。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開	経営健全化計画については、市ホームページにて公開予定。
○ 行政評価の導入	宇陀市全体の行政改革の取組の中で平成19年度から平成23年度の間で導入を検討。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員給与費については、平成19年度から基本給の5%の減額を行っている。これにより約4,000千円（年額）の削減を実施。日直手当てについては、勤務者を3人体制であったが、1人体制とし、19年度以降については、1,200千円の削減を実施。職員数の減については、未普及地域解消事業の進捗状況により職員数の減を図りたい。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	旧榛原町時の平成2年度決算以降、欠損金は生じていない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、建設改良費（未普及地域解消事業）中基準内繰入を行ってもらっているが、今後も、基準内に止めたい。また、3条予算中に基準外の繰出しが存するが、簡易水道施設の管理事務委託に係る補助金（人件費見合額）である。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	97	93	108	117	175		233	233	233	233	233	
	改善額												
	給与水準												
	改善額							4	4	4	4	4	4
	その他(日直手当)					1.8		0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	改善額					0.8		1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	14	13	16	24	27		27	27	27	27	27	27
	増減数(人)		-1	3	8	3		0	0	0	0	0	0
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1234	1233	1245	1229	1267		1256	1234	1211	1184	1142	
	増減		-1	12	-16	38		-11	-22	-23	-27	-42	
計画前5年間改善額 合計													
改善額 合計													26
(参考) 補償金免除額													14

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
年間総有収水量(千m ³)	1,624	1,604	1,614	1,619	1,607	1,624	1,628	1,636	1,640	1,640
公称施設能力(m ³ /日)	9,520	12,520	12,520	12,520	12,520	12,520	12,520	12,520	12,520	12,520
1日最大配水量(m ³ /日)	6,138	5,902	5,788	5,986	6,293	6,310	6,260	6,190	6,140	6,100
最大稼働率(%)	64%	47%	46%	48%	50%	50%	50%	49%	49%	49%
供給単価(円/m ³)	239	239	238	239	239	240	240	240	240	240
給水原価(円/m ³)	247	249	251	252	301	315	314	313	315	317

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

検討体制を平成20年度に実施にむけてのスケジュール及び検討の方向性を出し、平成22年度には、結論を出したい。

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：：宇陀市簡易水道事業特別会計

事業名	宇陀市簡易水道事業		
事業開始年月日	平成18年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	奈良県宇陀市	職員数* (H19. 4. 1現在)	0
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	295 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	3912 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.337 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	21.1 (H19)
		経常収支比率* (%)	107.0 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年1月1日 合併前市町村：榛原町・大宇陀町・菟田野町・室生村] 旧榛原町水道局を宇陀市水道局とし、市内上水道、簡易水道の管理を一元化した。また、使用料については、旧町村における現行の料金体系を引き継ぐこととした。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	宇陀市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	宇陀市長 前田禎郎
既存計画との関係	集中改革プラン（平成18年度から平成21年度） 公営企業経営健全化計画（平成19年度から平成28年度）
公表の方法等	市ホームページで公開及び宇陀市議会へ報告（H20年3月）
基本方針	「安全・安心・安定」した水の供給の維持を行いつつ、給水区域の拡大を進めています。しかし、老朽化した施設の維持管理にも多額の費用を必要とする現状であり、区域拡大については、収益とのバランスを考慮し、慎重に事業を推進することとしています。また、維持管理のコストを抑えつつ、使用料の収納率向上対策を強化することとしています。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	55	90	124	269
	補償金免除額	9	20	25	54
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道	54,718	89,683	119,716	264,117
	飲料水供給施設			4,338	4,338
合 計 (A)		54,718	89,683	124,054	268,455
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		54,718	89,683	124,054	268,455

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>現在、市内の広範囲に点在している19箇所の給水区域を経営しています。そのため維持管理の集約が難しく、その経費も多額なものとなっています。市債の元利償還額は、今回の繰り上げ償還がなかった場合平成23年の約3億2千万円をピークに減少する見込みですが、拡張計画による事業を進めているため、減少は緩やかなものとなります。一方使用料は、給水区域の拡張による給水人口の増は見込めるものの、過疎化の進行や少子化による減少もあり、大きな増額は見込めません。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <p>現在6種類の料金体系となっている使用料について、その統一を図ることが重要であるが、それぞれの施設における経費と料金のバランスの適正化を図った上での実施が課題です。</p> <p>課 題 ② 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>老朽施設も多々あり漏水事故や浄水場施設など、維持経費に多額の経費が必要となっているが、復旧工事などをできる限り直営とするとともに、委託の場合その材料についても水道局支給品としている。また、広範囲に及ぶ施設の管理に多額の費用を必要としています。</p> <p>課 題 ③</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	450	429	397	373	418	394	395	386	383	381	
		(1) 営 業 収 益 (B)	271	270	271	269	284	287	290	290	290	290
		ア 料 金 収 入	256	255	264	253	263	275	280	285	285	285
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	9	12	2	3						
		ウ そ の 他	6	3	5	13	21	12	10	5	5	5
		(2) 営 業 外 収 益	179	159	126	104	134	107	105	96	93	91
		ア 他 会 計 繰 入 金	109	98	96	104	134	107	105	96	93	91
	イ そ の 他	70	61	30								
	2 総 費 用 (D)	351	374	373	373	413	399	395	386	383	381	
		(1) 営 業 費 用	246	270	271	274	318	305	305	300	300	300
		ア 職 員 給 与 費	60	58	65	47						
		うち 退 職 手 当				3						
		イ そ の 他	186	212	206	224	318	305	305	300	300	300
		(2) 営 業 外 費 用	105	104	102	99	95	94	90	86	83	81
		ア 支 払 利 息	105	104	102	99	95	94	90	86	83	81
うち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	99	55	24		5	-5						
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	612	445	367	323	666	885	639	525	478	478	
		(1) 地 方 債	278	175	131	49	194	393	257	169	114	114
		(2) 他 会 計 補 助 金	76	101	114	109	138	198	222	228	229	241
		(3) 他 会 計 借 入 金										
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	208	127	112	98	124	153	119	87	89	87
		(6) 工 事 負 担 金	48	32	6	5	29	12	1	23	23	23
		(7) そ の 他	2	10	4	62	181	129	40	18	23	13
	2 資 本 的 支 出 (G)	641	471	367	303	582	879	631	514	465	467	
		(1) 建 設 改 良 費	558	348	223	95	401	562	330	241	231	
		うち 職 員 給 与 費										
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	83	123	144	157	181	317	301	273	224	236
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金										
		(5) そ の 他				51						
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-29	-26		20	84	6	8	11	13	11		

(単位:百万円,%)

区 分	年 度					平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	70	29	24	20	89	1	8	11	13	11
積 立 金 (K)	68	35	39	29	4	6	8	11	13	11
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	29	31	24	9		5				
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	31	25	9		85					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)					80					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	31	25	9		5					
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	103	86	77	70	70	55	57	59	63	62
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	262	258	269	266	284	287	290	290	290	290
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)										
積 立 金 現 在 高	466	456	452	390	209	167	134	127	117	115
企 業 債 現 在 高	3,970	4,022	4,009	3,901	3,912	3,988	3,943	3,839	3,729	3,608
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	3,970	4,022	4,009	3,901	3,912	3,988	3,943	3,839	3,729	3,608
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 益 的 収 支 分	109	97	95	103	133	107	105	96	93	91
うち基準内繰入金	76	83	79	103	123	105	105	96	93	91
うち基準外繰入金	33	14	16		10					
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	33	14	16		10	2				
資 本 的 収 支 分	75	101	114	108	138	198	222	229	229	241
うち基準内繰入金	51	65	72	78	90	90	97	106	109	112
うち基準外繰入金	24	36	42	30	48	108	125	123	120	129
うち赤字補てん的なもの	24	36	42	30	48	108	117	103	92	100

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	83	73	72	73	69	69	69	71	70	69	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	104	86	77	70	70	67	65	64	63	62	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	24	23	24	28	32	27	27	25	24	24
	うち基準内繰入金 (%)	17	20	20	28	29	27	27	25	24	24
	うち基準外繰入金 (%)	7	3	4		3					
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	7	3	4		3	1				
	資本的収入分 (%)	12	23	31	34	21	22	35	44	48	50
	うち基準内繰入金 (%)	8	15	20	24	14	10	15	20	23	23
	うち基準外繰入金 (%)	4	8	11	9	7	12	20	23	25	27
うち赤字補てん的なもの (%)	4	8	11	9	7	12	18	20	19	21	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金算定の考え方として宇陀市では基本料金と従量料金の二本立てで計算されている。料金収入の見込みとしては、新規給水区内の加入者の募集を募り、また、滞納整理等の強化も含めて料金収入の増収を図る。
2 他会計繰入金の見込み	料金改定や経費の節減に努め、他会計繰入金に対する依存を軽減していく予定であるが、現行では料金収入よりも費用の方が上回っているため、繰入金を見込まなければ事業を継続していけない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在、大宇陀区の田原簡易水道区、菟田野区の松井簡易水道区の整備拡充を図っている。資産売却による収入は、簡易水道事業に関してはない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>当該会計の業務は上水道会計内の企業職員に委託しているため、その費用が軽減できるよう効率的な業務形態をとっている。</p> <p>宇陀市においては、類似団体と同規模の職員数に近づけるために、平成17年度における宇陀市全体の職員数955人を平成22年度には△13.6%の825人に削減する。当該会計の業務は上水道会計内の企業職員に委託しているため、その費用が軽減できるよう効率的な業務形態をとっている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>水道局での委託業務は、現在、シルバー人材センター等に委託している検針業務等であるが、市全体として職員数が過剰となっているため、民間委託の増は、新たな経費の発生となる。人事では勧奨退職年齢の引き下げを行うなどして職員数の減少を図っているが、その効果がでた段階で経費削減に向けた外部委託を検討していく。</p> <p>漏水事故や、機械の故障などの復旧にあたっては、できる限り直営で対応し、また、業者委託する場合も材料を水道局からの支給で賄うことにより、経費の削減に努める。また、維持管理のための委託業務についても、その内容を精査し委託業務内容の縮小を検討していく。一方、町村合併により行政区域の垣根がなくなったことで、それぞれ独立していた未普及地域解消事業計画を見直し、一体的な整備として効率的な事業として計画変更していく。</p> <p>市全体として過剰職員の減少が進まないうちは、民間委託の推進は進められない。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	料金水準の引き上げについては、料金体系の一本化を視野に入れつつ、各給水区域ごとのランニングコストと使用料収入のバランスを調整するための料金水準の引き上げを検討する。（課題①） 簡易水道事業に関して、売却可能資産はないため歳入の確保は出来ない。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	 経営健全化計画については、市ホームページにおいて公開する。 宇陀市行政改革の取り組みの中で平成19年度から平成23年度の間での導入を検討している。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	簡易水道会計の業務は、宇陀市上水道事業会計の企業職員が行っており、この人件費相当分（定額）を当会計が支払っている状況なので、人件費や職員数に関する直接的な方針はなく、上水道会計の方針に従うこととなる。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・町村合併による未普及地域解消事業計画の変更により、平成21年度供用開始予定を平成19年度から開始したことにより料金収入が16百万円の増収となる。 ・一部の地域で検針及び料金の集金業務を賃金雇用していたが、平成19年度から集金業務を直営としたことで年間2百万円の歳出減となる。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの繰出金の算定において、市債の元利償還金を対象としているため、借り換えによる繰上償還をおこなった場合でも、その利子分について基準外繰出しを抑制することが可能となる。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年1月の町村合併により、旧町村の未普及地域解消事業計画を見直し、従来行政区域が異なっていたため個別の事業として計画していたものを一体的な整備として計画変更することで平成20年度に予定していた事業費が一般財源（市債を含む）で216百万円減額できる。 ・浄水場管理人委託料について、その業務を縮小し、それを職員がカバーすることで年間1百万円の歳出減となる。 ・民間委託していた管末水質検査及び機器点検を、水質検査のみをシルバー人材センターへ委託し、機器点検を直営で行うことで年間7百万円の歳出減となる。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。 2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。 3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。 4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。 5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。 6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。 7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。 8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。 9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。 10. 必要に応じて行を追加して記入すること。
--

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
2	改善額							8	8				16
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)												
	増減数(人)												
4	維持管理費等	19	19	19	19	19		11	11	11	11	11	11
	改善額(適正化)							8	8	8	8	8	40
4	工事コスト※2									216			216
	改善額(縮減額)												
	その他()	6	6	6	6	6		4	4	4	4	4	4
2	改善額							2	2	2	2	2	10
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	増減												
	企業債現在高	3,970	4,022	4,009	3,901	3,912		3,988	3,943	3,839	3,729	3,608	
	増減												
	計画前5年間改善額 合計												282
	改善額 合計												54
	(参考) 補償金免除額												54

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	14,472	14,696	14,500	14,272	14,224	14,400	14,400	14,400	14,390	14,380
年間総有収水量(千m ³)	1,126	1,130	1,103	1,072	1,095	1,110	1,117	1,125	1,125	1,125
公称施設能力(m ³ /日)	7,644	7,644	7,644	7,644	7,644	7,644	7,644	7,644	7,644	7,644
1日最大配水量(m ³ /日)	5,351	5,771	5,262	5,556	5,556	5,556	5,556	5,556	5,536	5,536
最大稼働率(%)	70	75	69	73	73	73	73	73	72	72
供給単価(円/m ³)	227	226	240	236	240	248	250	253	253	253
給水原価(円/m ³)	527	517	508	494	543	533	548	542	546	555

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

検討体制を平成20年10月末までに整え、以降、平成21年3月末までに実施のスケジュール及び検討の方向性を出し、平成22年3月末までに結論を取りまとめる。